

「美しいやまがたの海プラットフォーム」プロジェクト

「グリーンアップ・ザ・庄内海岸」 参加者募集

開催日：平成20年10月4日(土)

美しいやまがたの海づくりに向けて、海岸の一斉クリーンアップを行います。
みなさんの手できれいな海辺を取りもどしましょう。ふるってご参加ください。



会場1 西浜海水浴場 (遊佐町)
●開催時間：午前7時30分から9時まで
●集合場所：西浜海水浴場駐車場

会場2 酒田市宮海国有林 (酒田市)
●開催時間：午前8時30分から10時30分まで
●集合場所：宮海海水浴場駐車場

会場3 最上川河口右岸部 (酒田市)
●開催時間：午前9時30分から11時30分まで
●集合場所：袖岡船だまり第2野積所(最上川河口右岸)

会場4 由良海水浴場 (鶴岡市)
●開催時間：午前8時30分から10時まで
●集合場所：由良海水浴場駐車場

会場5 マリンパークねずがせき (鶴岡市)
●開催時間：午前7時から8時30分まで
●集合場所：マリンパークねずがせき駐車場

● **赤川河口右岸河川敷 (酒田市)**
【一般参加者の募集はありません：9月27日(土)に実施】

● **湯野浜宮沢海岸 (鶴岡市)**
【一般参加者の募集はありません：9月21日(日)に実施】

運営主体：クリーンアップ・ザ・庄内海岸プロジェクト委員会

- (NPO)庄内海浜美化ボランティア ●(NPO)パートナーシップオフィス
- (NPO)庄内海岸のクロマツ林をたたく会 ●(NPO)美しい庄内
- 酒田漁ロータリークラブ ●酒田臨海地区保護司会 ●山形県漁業協同組合
- 社山形県産業廃棄物協会庄内支部 ●珠山形ケンウッド ●東北公益文科大学
- 由良自治会 ●湯野浜地区自治会 ●最ヶ関自治会 ●西浜地区
- 林野庁東北森林管理局庄内森林管理署
- 林野庁東北森林管理局朝日庄内森林環境保全ふれあいセンター
- 国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所
- 国土交通省東北地方整備局酒田港湾事務所 ●海上保安庁酒田海上保安部
- 美しい山形・最上川フォーラム ●鶴岡市 ●酒田市 ●遊佐町 ●山形県

お問い合わせ

山形県庄内総合支庁 環境課
電話：0235-66-5704(直通)
FAX：0235-66-4749
電子メール：yshonai-kankyo@pref.yamagata.jp

美しいやまがたの海プラットフォーム協働事務局(東北公益文科大学地域共創センター内)
特定非営利活動法人パートナーシップオフィス 東北公益文科大学泉尚浩研究室 山形県庄内総合支庁環境課

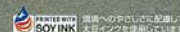


図 1.2-2 「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」の案内

赤川河口部の清掃活動で回収されたゴミは酒田市が引き取り、処理施設（酒田地区広域行政組合）で処分している。一方、冷蔵庫、タイヤ、流木（直径 10cm 以上あるいは長さ 1m 以上）は処理困難物となるため原則として回収をしていないが、やむを得ず回収した処理困難物の処理費用や手袋等の消耗品の経費については山形県庄内総合支庁が負担していた。

このように、ボランティア活動による清掃体制が確立されているように見える「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」にも課題点が多い。そのため赤川河口部における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題をとりまとめ、表 1.2-4 に示す。

表 1.2-4 赤川河口部における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> 赤川河口部のクリーンアップは、「美しいやまがたの海プラットフォーム」プロジェクトの一環として組織されたクリーンアップ・ザ・庄内海岸プロジェクト委員会により、当該委員会のメンバーである地元企業の人的協力のもと実施している。 清掃範囲は、赤川河口右岸部約 500m である。 重機は使用せず人力による回収を行っている。 参加者の保険はプロジェクト委員会メンバーの企業が負担している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 処理困難物は未回収である。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> 回収されたゴミは、酒田市が収集している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 収集及び運搬費用は酒田市が負担している。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> 回収されたゴミは、一般廃棄物として酒田市の酒田地区広域行政組合で処分されている。 回収した処理困難物は山形県庄内総合支庁が処理費用を負担していた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の処分費用は、酒田市が負担している。
運 営	現状	<ul style="list-style-type: none"> 手袋などの消耗品は、山形県庄内総合支庁が負担していた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 当該会場のクリーンアップの実施にあたっては地元企業の継続的な協力が必要である。

1.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制に関する取組

1.3.1 国の取組

(1) 国際的な対応も含めた発生源対策

a. 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

b. 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」の海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

(2) 国土交通省東北整備局酒田河川国道事務所の取組

a. 河川パトロール

毎日、管理区域の河川パトロールを実施しており、その中でゴミ等の不法投棄の監視等を行っている。不法投棄を発見した場合は、注意文を表示し撤去を促し、それでも撤去されない場合は国土交通省で回収・処分を行っている。

b. 注意喚起看板の設置

管理区域内でゴミ等の不法投棄の多い箇所については、「ゴミ捨て禁止」等の注意喚起看板を設置し、ゴミ等の不法投棄防止の啓発を行っている。

1.3.2 山形県の取組

(1) 山形県海と渚環境美化推進協会

山形県には、「山形県海と渚環境美化推進協会」が設置されている。その目的は、海と渚の環境美化に関する活動を支援・指導することにより「豊かな海、美しい浜辺」の保全を図り、もって水産業の振興に寄与する事にある。

当協会は、会員からの会費と「海の羽根」募金をもとに各種事業を実施しており、水産課は県漁協と共に当協会の事務局を担っている。

a. 協会組織

正会員：山形県漁業協同組合、山形県内水面漁業協同組合連合会、山形県小型船舶安全協会、(財)日本釣振興会山形県支部、全国広域漁船保険組合、鶴岡市、酒田市、遊佐町、山形県

賛助会員：(財)山形県水産振興協会

b. 事業内容

(a) 海岸の環境美化活動の推進に関する事

海と渚の環境美化活動助成要領に基づいて、環境美化活動実践団体に助成金を交付している。

(b) 海岸の環境美化運動の啓蒙啓発に関する事

啓発ポスター・リーフレットの作成及び会員職場・県内市町村役場・一般釣具店・小中高校等への配布・掲示をしている。

(c) 「海の羽根」募金活動に関する事

毎年7月の1ヶ月間、会員職場・県内市町村役場・一般釣具店等の協力を得て、募金袋による職場募金と募金箱設置による一般募金を県内全域で実施している。

(d) その他目的を達成するために必要な事業

(2) 庄内地区不法投棄防止対策協議会

a. 概要

平成4年に管内各市町担当課、県産業廃棄物協会庄内支部、県、その他管内各関係団体が会員となり、本協議会を設立(当初は地区を分割した2協議会体制)。以降、県(庄内総合支庁環境課)を事務局とし、不法投棄撲滅に向けた各種活動を継続的に展開している。

b. 主な事業内容

- ・投棄者不明かつ土地所有者による回復が困難な不法投棄箇所を中心に、地域住民が行う原状回復作業を支援。(作業への加勢、処理費用、重機使用料の負担等)
- ・不法投棄の早期発見及び新たな投棄の抑制を目的に、協議会会員が合同で、年に2度の監視強化月間(5月、10月)に管内のパトロールを実施。
- ・県民の意識高揚及び啓発を目的に、不法投棄防止を呼びかけるチラシを作成し、年に1度、市町広報への折込みによる全戸配布を実施。また、大型商業施設前で街頭配布。
- ・新たな不法投棄の抑制を目的に、常習投棄箇所や原状回復済み箇所へ、看板・鳥居・

ソーラー式センサーライト等を設置。

1.3.3 酒田市の取組

酒田市では、不法投棄に対する監視・回収体制として、各地区に28名の不法投棄監視員を委嘱して、河川や海岸を含めて定期的に市内を巡回し、不法投棄物の発見と早期回収に努めている。平成19年度の市内全体の不法投棄物の回収実績は、82件、6,274kgとなっている。

1.3.4 地域の取組

酒田市以外の庄内地域（鶴岡市、遊佐町）においても漂流・漂着ゴミの発生抑制対策が実施されている。

(1) 鶴岡市の取組（不法投棄に対する監視・回収体制）

鶴岡市では、不法投棄の抑制のための看板の設置、広報活動、巡回パトロール等や鶴岡市不法投棄防止監視通報ネットワーク連絡協議会の構成団体等と協力し、市内における廃棄物の不法投棄の監視、通報等により不法投棄防止の推進及び発見、早期回収に努めている。平成19年度における不法投棄の発生件数及び回収は、94件、6.3tとなっている。

(2) 遊佐町の取組（不法投棄に対する監視・回収体制）

遊佐町では、各地区2名ずつ、計12名の不法投棄監視人を委嘱し、河川、海岸を含めた町内全域を定期的に巡回し、不法投棄の発見と回収に努めている。平成19年度の不法投棄回収件数は140件、回収量は4トンとなっている。

2. 山形県酒田市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.1 相互協力が可能な体制作りについて

2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならず、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

2.1.2 山形県酒田市地域における相互協力が可能な体制作りの方向性

山形県は、「山形沿岸海岸保全基本計画」(山形県、平成15年12月)の「第1章 海岸の保全に関する事項 (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項」の「海岸の現況 e) 海岸環境」において「海岸ゴミ」の現状を示した後、「(3) 海岸環境の整備及び保全に関する事項」の中で「環境の保全のための巡回とゴミ処理体制の整備」を挙げており、以下のように、「海岸愛護の啓発に努める」、「関係機関が協力しながら海岸美化を推進していく」旨を示している。

<8 ページ>

- 沿岸域には、河川から流出するゴミや不法投棄されたゴミの他、対馬暖流にのって漂着する海域からのゴミも多い。
- ゴミが、海岸における不満点のトップに挙げられている。(住民アンケートによる)

<15 ページ>

- 海岸漂着ゴミや河川からの流出ゴミ、来訪者などが投棄したゴミが海岸の衛生や美観を損なっているため、海岸へ直接投棄されるゴミ対策としては、ゴミを捨てられない環境を目指し、巡回の強化を行い、海岸来訪者の海岸美化への啓発を図っていく。また、河川流出ゴミ対策としても、河川愛護とともに海岸愛護の啓発に努める。
- 海岸のゴミ対策としては、海岸管理者だけでなく、地元市町、NPO やボランティア、地域住民等の間で、各者の役割分担や処理体制の整備を進めていく。海域からの漂着物の対応策として「山形県海岸漂着物連絡調整会議」等を活用して適切な対応を図ることとし、関係機関が協力しながら海岸美化を推進していく。

前項の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」及び上記の山形県の「山形沿岸海岸保全基本計画」を受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、山形県、市町、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を検討しまとめていくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等をプラットフォームなどで積極的に活用していくことが期待される。

図 2.1-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

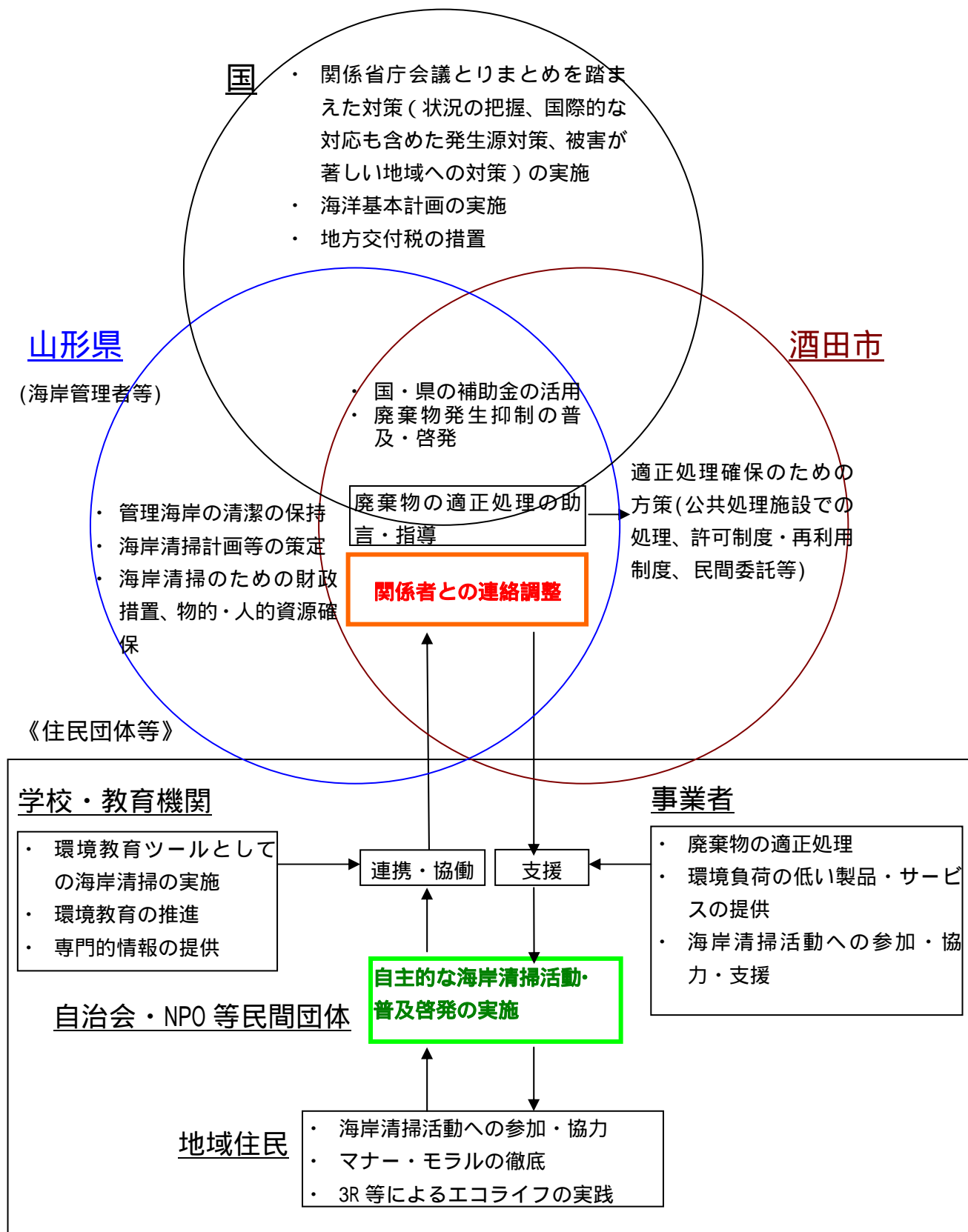


図 2.1-1 関係機関・団体の役割分担(案)

一方、山形県では平成 20 年度に「美しいやまがたの海推進事業」による関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立させ、取組の推進を図ることとした。

このプラットフォームは平成 20 年 7 月 31 日、国、県、市町のほか大学、NPO、企業・事業所団体など 20 団体によって発足し、一斉清掃を実施するとともに、モニタリング活動やニュースレターの発行など漂着ごみに関する連携を強めていくこととしているが、その具体的な取組みは始まったばかりであり、今後、地域の実情や関係者の意向などを把握しながら活動していくことが期待される。(図 2.1-2)。また、このプラットフォームについて、概要、設立経緯、運営ルール、ニュースレター等、山形県庄内総合支庁から提供された資料を図 2.1-3 に示す。

美しいやまがたの海プラットフォームの組織 (イメージ図)

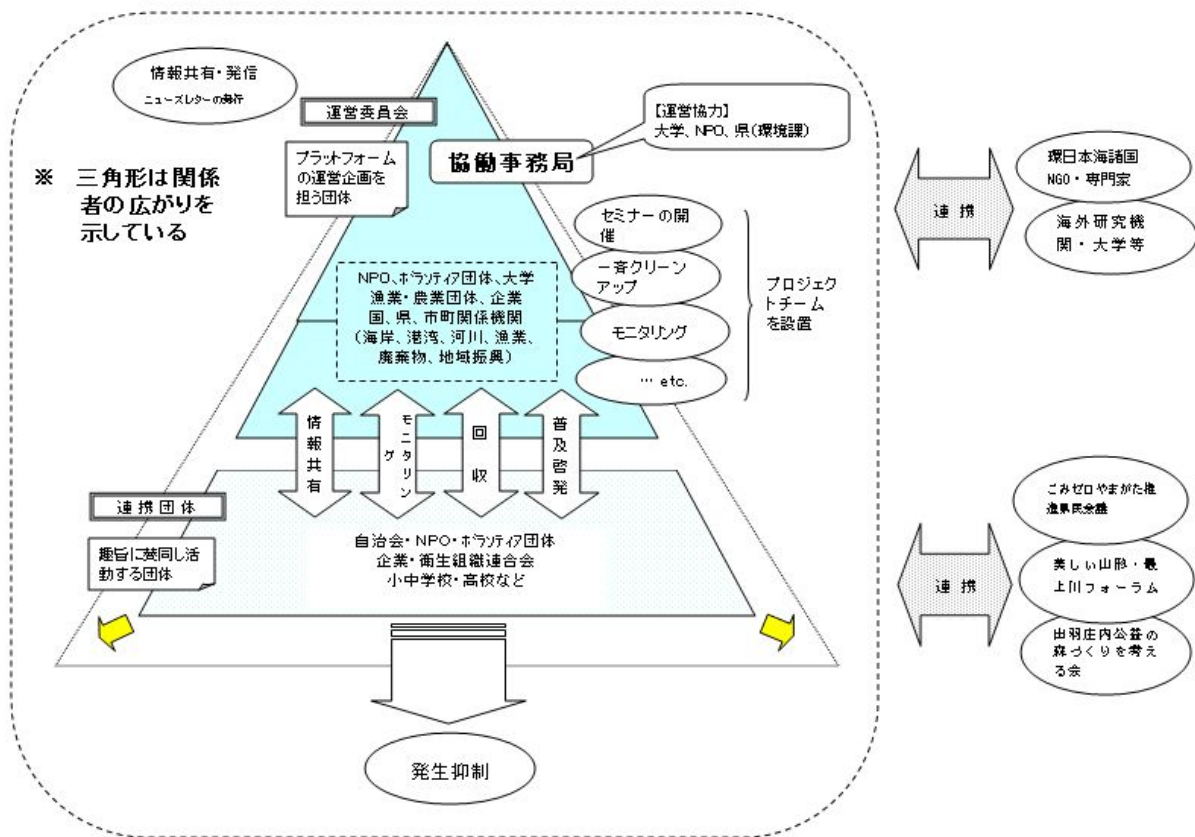


図 2.1-2 美しいやまがたの海プラットフォームの組織(イメージ図)

「美しいやまがたの海プラットフォーム」設立による取組み

◆プラットフォーム(PF)の概要

名 称	美しいやまがたの海プラットフォーム
設置時期	平成20年7月31日
設置目的	山形県の沿岸域環境の保全を目的に、漂着ごみ問題の改善や対処の方向性を明らかにするための関係者間の情報共有と協議を行う場(プラットフォーム)とする。
目 標	漂着ごみの効果的な回収と処理方法さらには、内陸域からのごみ発生抑制までトータル的な取組による沿岸域環境の改善を目指す。その際、プラットフォームに参画するメンバーは当事者意識を持ちながら連携を図っていくことで自立した循環型社会の実現を目指す。
組織体制	<ol style="list-style-type: none"> ①全体会 会員が単独若しくは協働で行う保全活動等に関し情報交流や意見交換を行う。 ②運営委員会 PFが行う事業等に関し協議による緩やかな合意形成を行う。 ③協働事務局 県(庄内総合支庁環境課)、東北公益文科大学(地域共創センター)、NPO法人パートナーシップオフィスの三者による協働分担とする。 所在地は東北公益文科大学地域共創センターに置く。 ④会員 国、県、市町、事業所(企業等)、NPO、自治会、ボランティア団体、大学等教育・研究機関。
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> ・PFの全体的運営は運営委員会での協議によるが、会員に対する情報提供など日常的な事務については、協働事務局である3者の役割分担による実施。 ・PFが行う協働事業の実施に当たっては、各会員が責任をもって事業を自主的に運営(予算含む)することを基本とする。 ・協働事業の実施方法は、担当制やプロジェクトによる実施も検討。 ・運営経費は県事業によるほか企業の寄付、助成金、ファンドの助成の確保も検討。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> ①情報共有・発信 回収活動及びモニタリングの情報収集、ニュースレターの発行及びセミナー開催。 ②発生抑制 PFの取組み紹介、回収活動、モニタリング結果の活用、最上川フォーラム、ごみゼロ山形推進協議会との連携など ③回収活動 一斉クリーンアップ(「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」)の実施ほか。

設立趣意書(抜粋)

～海岸環境の保全、特に海岸漂着ごみ問題への対応には、ごみの回収や処理、さらには発生抑制に係るさまざまな方策を、効果的かつ体系的に取組んでいく必要がある。

そのためには、国土形成計画ならびに海洋基本計画に提示された「陸域及び海域を一体的にとらえる総合的な沿岸域管理」の視点を踏まえつつ、山形県において当事者意識を持った多様な主体が連携・協働していくことが不可欠である。

ここに、人類の共同財産でもある山形の美しい海・庄内海岸を未来の子どもたちに継承していくための第一歩として、海洋ごみ問題をはじめとする沿岸域の環境改善や維持保全等を目指し、関係者の情報共有と協議の「場」となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設置する。

図 2.1-3(1) 「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料(山形県庄内総合支庁から提供)

◆プラットフォーム設立までの検討状況

日時	主な議題 (協議事項)	内容	協議(検討)及び意見交換の状況
第1回 H19.4.24 (火)	①PF設置検討会について ②漂着ごみに関する取組状況と今後の課題 ③全国プラットフォームの状況	①PFのイメージ・検討事項と全体スケジュール、参加団体の確認等 ②参加団体の活動状況 ③全国フォーラム(JEAN)でのPF提案	① ・検討会メンバーに教育サイド、地区自治会や業界団体・企業の参加(検討)が必要 ・小中学生に対する環境教育の有効性 ・河川上流域に対する啓発の有効性
	<研修会>	東京海洋大学 : 兼広春之教授	「漂着ごみの現状と解決に向けた取組」
第2回 H19.7.11 (水)	①PF参加団体の活動状況 ②PF設置に係る検討事項ほか ③環境省モデル調査ほか *赤川河口部右岸の現地調査とセット	①「クリアアップザ庄内海岸」、開催シンポジウムの説明ほか ②PF参加団体による想定活動内容や分野別の連携方法の検討 ③海ごみサミット(佐渡会議)、最上川河口部定点調査(中間報告)等	② ・PFの運営は規約を持たず懇話会的な集まり方式が望ましい。 ・行政のみの事務局では限界がある。NPO東北公益文科大学の三者による協働事務局方式が望ましい。 ・PFの参加メンバーが「クリーンアップザ庄内海岸」と重複しており不効率 ・環境省モデル事業との役割整理・連携が望ましい
第3回 H19.12.12 (水)	①「PFのあり方」をワークショップ ②海岸ボランティア清掃団体に対するアンケート結果や「クリアアップザ庄内海岸」結果他	①4班(5人)グループ制による討論(PFの構成、運営、事業展開、資金確保や課題等を自由討議) ②ボランティア団体の活動内容や意向調査	①主な意見は下記のとおり ・走りながらの体制・事業整理でよい ・目標と主事業は明確に整理すべき ②アンケート結果では、自治会が地域における回収活動の中心になっていること。PFについては知りたいとする団体はあるものの会員参加を希望する団体までは多くない。
第4回 H20.2.29 (金)	①PFの目標設定や活動スケジュール等	①ワークショップでの意見を踏まえPFの全体像から趣旨、目標、組織体制、設立スケジュール、20年度事業を確認	・イメージだけで何をどう具体化するかが見えない ・機材の貸出、クリアアップ作戦の支援・実施など、できることから具体的な事業やイベントの提示が必要 ・政策提言機能としての役割も期待 ・全体的な目標の共通認識があれば試行可能

プラットフォーム設立に関するワークショップでの主な意見

目的
・PFで何をやるのか(達成目標)を徹底的に話し合いたい
組織
<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体はある程度区分けしてその代表で構成する ・重たい組織はつらくなる ・組織の人数はあまり多くしない ・教育関係者の参加が少ない⇒協力してもらえるか(活動に積極的に参加してもらう) ・沿岸域だけでなく河川上流域の住民参加が必要 ・美しい山形・最上川フォーラムとの連携
組織の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・活動を実施する団体が固定化するのが問題 ・活動をまとめようとするあまり各団体の動きを妨げることのないように ・求心力をどう持つか ・地域の様々な関係者のつながりを可能に ・行政、民間、研究者の利点を持ち寄れる状況が大事 ・地域の経済活動に活用されていくことで継続ができる
事務局
<ul style="list-style-type: none"> ・事業量に応じた事務局体制の整備が必要 ・負担が事務局に集中しないような体制づくり ・長期間に渡って経緯を把握できる人がいるところで事務局を担うべき
事業展開
<ul style="list-style-type: none"> ・参加組織(団体)の活動内容に関する情報共有

図 2.1-3(2)「美しいやまがたの海プラットフォーム」資料(山形県庄内総合支庁から提供)